神戸市民のくらしをまもる条例施行規則 別表の改正について

平成２０年9月１７日

神戸市消費者苦情処理審議会

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の見直しについて

目　次

はじめに

１　商品の表示事項の見直し（規則　別表第２）..... １
(1)　制度の概要

(2)　指定商品の見直し

２　役務の表示事項の見直し（規則　別表第３）..... ３
(1)　制度の概要

(2)　指定役務の見直し

３　単位価格表示の見直し（規則　別表第５）..... ４
(1)　制度の概要

(2)　指定役務の見直し

はじめに

神戸市消費者苦情処理審議会では，神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（以下「規則」という。）の見直しに関する審議を行ってきた。

審議にあたっては，社会経済情勢の変化による消費動向の変化や，時代適合性，市民感覚といった観点から検討を行うこととし，規則の別表第２（商品の表示事項），別表第３（役務の表示事項），別表第５（単位価格表示）の見直しに関する審議を行った。

この報告書は，当審議会による審議結果をまとめたものである。

1　商品の表示事項の見直し（規則　別表第２）

(1)　制度の概要と神戸市の取り組み

商品の表示は，消費者が品質や内容を知るための重要な情報であり，商品の合理的な選択や適正かつ有効な利用を図るための重要な役割を果たしている。

神戸市では，市民の消費生活の安定と向上を図る観点から，商品の表示規制に関して国の法令の欠如又は不十分な部分がある場合に，「神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。）」に基づいて商品の表示に関する基準を定めており，現在は 16 品目の商品に対して使用上の注意等の表示を義務付けている。

(2)　指定商品の見直し

神戸市では，現在，使用上の注意等の表示を行うべき商品として 16 品目を指定しており，「時代適合性」や「市民感覚」という観点から見直しの審議を行った結果，次のとおり変更，追加すべきであると考える。

①　変更すべき商品

商品名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項	理　由
給湯器 （現行： ガス瞬間湯沸器）	※使用上の注意	(1)　使用上の注意は，次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 飲まないように 最初に出るコップ○杯程度の水は，飲用に適しません。 飲まないように 最初の○秒間に出る水は，飲用に適しません。 (2)　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。	給湯器本体内などに残存している水が腐敗し飲用に適さなくなることは，ガス瞬間湯沸器に限ったものではなく，ガス式以外の電気式や石油式などの給湯機能の付いた機器についても同様の危険性があることから，対象となる商品を給湯機能の付いた機器全体とするため改正する。
オーブン及びレンジ （現行： ガスオーブン及び電子オーブン）	※使用上の注意	(1)　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 水をかけないように 使用中前面のガラスに水がかかると割れるおそれがありますので，水がかからないようにしてください。 (2)　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。	オーブンについては，製品前面のガラスに水がかかると割れてしまう危険性があることは，どの製品にも共通しているものであるため，敢えてガスや電子と個別指定する必要性がない。又，オーブン単機能で販売されている商品は非常に少なく，現在はオーブンレンジが主流であることや，レンジもオーブンと同様にガラス面が割れる危険性があることから改正する。

商品名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項	理　由
カット野菜及びカットフルーツ（1種類又は数種類の野菜又は果実を小さく切り，その他食べやすく調整又は加工を行ったものであって，容器に入れ，若しくは包装し，又は適宜の選択により容器に入れ，若しくは包装するものをいう。） （現行： カットフルーツ（数種類又は表皮をむいた１種類の果実を小さく切り，その他食べやすく調整又は加工を行ったものであって，容器に入れ，若しくは包装し，又は適宜の選択により容器に入れ，若しくは包装するものをいう。））	調製月日又は加工月日	(1)　調製月日又は加工月日は，消費者が購入する商品として調製又は加工を完了した月日をいい，次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 調製月日(加工月日)○月○日 ○．○調製(加工) (2)　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること	カット野菜についても，カットフルーツと同様に品質の劣化の早いものであり，特に切断などの加工を行うと劣化が早くなるため，調整月日又は加工月日を表示することで，商品選択の基準になるため改正する。

② 追加すべき商品

商品名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項	理　由
こんろ	**※使用上の注意**	**(1)　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。** **火をつけたまま離れたり，外出，就寝をしないこと。** **料理中のものが焦げたり燃えたりするなど，火災の原因になります。** **特に天ぷら，揚げものをしているときは注意してください。** **(2)　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。**	日本国内で発生した製品事故のうち，最も事故件数の多かったものが，こんろの誤使用による火災事故であった。火災という消費者の生命に関わる重大事故に繋がる危険性が高いことから，事故防止のための表示規定を新たに設けるため追加する。
ストーブ	**※使用上の注意**	**(1)　使用上の注意は，次に掲げる二種の例に準じて表示すること。** **カーテン，寝具など燃えやすいものの近くで使用しないこと。** **火災の原因になります。** **就寝又は外出中に使用しないこと。** **(2)　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。**	日本国内で発生した製品事故のうち，こんろに次ぐ件数の事故が発生していたものが，ストーブの誤使用による火災事故であった。火災という消費者の生命に関わる重大事故に繋がる危険性が高いことから，事故防止のための表示規定を新たに設けるため追加する。

2　役務の表示事項の見直し（規則　別表第３）

(1)　制度の概要と神戸市の取り組み

役務（サービス）については，生産と消費が同時に行われるため，商品と異なり，事前に消費者が情報を得て合理的な選択を行うことが困難な性質を持っている。

神戸市では，消費者の合理的な比較・選択の促進や事業者との料金面でのトラブルの未然防止を図る目的から，「神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。）」に基づいて役務の表示に関する基準を定めており，現在は４業種に関して，損害賠償額や延滞料等に関する事項の表示を義務付けている。

(2)　指定役務の見直し

「時代適合性」や「市民感覚」という観点から見直しの審議を行った結果，次のとおり変更すべきであると考える。

※　変更すべき役務

事業者	役務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項	理　由
消費者に音楽又は映像が記録されている音楽・映像用メディア（以下単に「音楽・映像用メディア」という。）の賃貸をする事業者 （現行：消費者に映像が録画されているビデオテープ（以下単に「ビデオテープ」という。）の賃貸をする事業者）	**音楽・映像用メディア**の賃貸借契約に係る役務	(1)　損害賠償額(賃借した**音楽・映像用メディア**を消費者が紛失し，又は損傷した場合に，消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。)に関する事項 (2)　延滞料(賃借した**音楽・映像用メディア**の返却が遅延した場合に，消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。)に関する事項	(1)　表示は，消費者が賃貸借契約の前から賃貸借契約の申込み受けるまでの間に，当該申込みを表示しない事項を表示した書面を消費者に提示し，又は当該表示をやすい場所その他の頭その箇所にすること。 (2)　表示は，書面に表示する場合については日本工業規格 Z8305 に規定する８ポイント以上，店頭その他の見やすい場所に表示する場合については日本工業規格 Z8305 に規定する 42 ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし，その色は，背景の色と対照的なものとすること。	近年，賃貸借されるものはビデオテープに限らず，音楽用ＣＤやＤＶＤ，さらにはブルーレイディスクなどの新たなメディア（記録媒体）も出現しており，時代に適合させるため改正する。

3　商品の表示事項の見直し（規則　別表第５）

(1)　制度の概要と神戸市の取り組み

単位価格表示は,量目や品質が統一されていないために販売価格だけでは価格を比較することが困難な商品について，単位量あたりの価格（ユニット・プライス）を表示させることによって，消費者の合理的な商品選択を助けるための表示である。

神戸市では,「神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。)」に基づき，昭和 50 年２月１日に全国で初めて単位価格表示制度を実施した。表示すべき商品としてジャム等 27 品目を指定した。この指定商品については，その後の社会経済状況等の変化を踏まえ，これまで５度にわたって見直しが行われてきている。

(2)　指定商品の見直し

神戸市では，現在，単位価格表示を行うべき商品として 45 品目を指定しており,「時代適合性」,「市民感覚」の観点から審議を行った結果，次のとおり削除すべきであると考える。

※　削除すべき商品

商　品	基準量	理　由
しらす干し	10 グラム又は 100 グラム	同一店舗において，取扱っている商品の種類が少なく，単位価格表示を行うことによっての価格比較ができない場合が多いことや，パックあたりの価格表示をしているものがほとんどである。
たらこ	100 グラム	

〔参　考〕

神戸市消費者苦情処理審議会　審議経過

	年　月　日	回	審　　議　　事　　項
1	H19.9.26	４５回	規則で規定している商品･役務の表示事項等の内容の見直しについて審議
2	H19.12.12	４６回	規則で規定している表示事項等の見直しスケジュールについて報告
3	H20.3.19	４７回	別表第２（商品の表示事項等）の改正について審議
4	H20.6.27	４８回	別表第２（商品の表示事項等），別表第３（役務の表示事項等），別表第５（単位価格表示）の改正について審議

※　開催回数については神戸市消費者苦情処理審議会としての通算回数